

民法改正について(令和 5 年 4 月 1 日施行)

改正民法 第 940 条第 1 項

相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する <u>財産を現に占有</u> しているときは、相続人又は相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならない。

民法の改正では、管理義務の要件として相続放棄時点で相続財産を「現に占有」していることが明記された。これは、相続人となる以前から財産の管理に一切関係していない相続人が管理（保存）義務を負うとすることは、相続による不利益を回避するという相続放棄制度の趣旨にそぐわないためとされている。

①雲南市内で相続放棄された空き家の現状

相続放棄を含めた相続人不存在の空き家は 30 件（市のデータベース）

②相続放棄された空き家への対応方針

改正民法の施行後においても空き家の管理は所有者及び相続関係人の責務として適切に管理するよう促す。

③民法改正による影響

今回の民法改正では、相続放棄時点で建物を占有していない場合に管理義務を負わないことが明記され、これにより、改正民法の施行後に相続放棄され管理者が曖昧な空き家が増加するものと懸念される。

今回の法改正は全国的にも影響があるものと考えており、国の見解を注視するとともに、必要となる財源の適切な措置を求めることも必要と考える。